

○姫路市地区市民センター条例施行規則

昭和51年4月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市地区市民センター条例（昭和51年姫路市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(使用許可の申請)

第3条 条例第6条の規定により市長の許可を受けようとする者は、姫路市市民センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用期日前3日までに提出しなければならない。ただし、使用期日が属する月前6月までに提出される場合においては、これを受理しない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、提出期間外においても提出された使用許可申請書を受理することができる。

(使用許可書の交付等)

第4条 市長は、条例第6条の許可をしたときは、当該申請者に姫路市市民センター使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 姫路市地区市民センター（以下「センター」という。）の施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際使用許可書を携帯し、センター職員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(使用期間)

第5条 センターの施設の使用期間は、引き続き7日を超える使用及び定期的日時、曜日を指定した独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の延長)

第6条 使用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間（以下「使用時間」という。）を超えてセンターの施設を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において使用時間の前後それぞれ1時間を超える使用時間の延長は、これを許可しない。

(使用中止届)

第7条 使用者は、センターの施設の使用を中止しようとするときは、姫路市地区市民セ

ンター使用中止届に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(設備等使用料)

第8条 条例第11条の規定により市長が規則で定める設備等の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

2 第6条の規定による使用時間延長の許可を受けてセンターの施設を使用する場合の当該使用時間延長に係る使用料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第12条に規定する使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市が使用するとき 免除

(2) 地域の公共的団体（以下「団体」という。）が市の要請を受けて当該業務に使用するとき 免除

(3) 団体が当該団体の公共的業務に使用するときで、公益に資する度合いが強いと認められるとき 免除

(4) 団体が当該団体の業務又は会合のため使用するときで市長が必要と認めるとき 内規の定めるところにより減額

(5) 障害者福祉の向上を促進する活動を行う団体で市長が承認する団体が、当該活動のために使用するとき 使用料の3割に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が相当と認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長に該当欄にその旨を記載した姫路市市民センター使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付する場合の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第10条第3号又は第4号に該当するとき 既納の使用料の全額

(2) 天災その他不可抗力による事由により使用できなくなったとき 既納使用料の全額

(3) 使用者から次に掲げる期日までに使用中止届があった場合において、市長がやむを

得ない理由があると認めたとき

ア 使用期日前 20 日までの場合 既納使用料の 5 割に相当する額

イ 使用期日前 10 日までの場合 既納使用料の 3 割に相当する額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、姫路市地区市民センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(読替え)

第 12 条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第 3 条から第 7 条まで、第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第 13 条 条例第 20 条第 1 項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

- 2 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 管理業務の計画書

(2) 管理に係る収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(4) 当該団体の経営状況を説明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

(1) 指定管理者が行う管理業務の範囲

(2) 指定管理者が行う管理の業務の実施に関する事項

(3) センターの設置の目的に寄与する事業の企画及び実施に関する事項

(4) 管理に要する費用に関する事項

(5) 事業報告に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第 15 条 条例第 24 条の規定による事業報告書は、毎年度終了後 45 日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 管理業務の実施状況

(2) センターの利用状況

(3) 管理経費等の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(利用料金)

第16条 条例第26条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

2 条例第26条第5項に規定する市長が別に定める場合は、第11条第1項各号に掲げる場合とする。この場合において、同項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日規則第13号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月26日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第5号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月9日規則第33号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月1日規則第43号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月13日規則第6号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月14日規則第31号）

1 この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の姫路市音楽演劇練習場条例施行規則第3条第2項、姫路市婦人会館条例施行規則第4条第2項、姫路市体育施設条例施行規則第3条第2項、姫路市少年自然の家条例施行規則第4条第3項、姫路市厚生会館条例施行規則第3条第2項及

び姫路市立視聴覚センター条例施行規則第3条第2項の規定は、施行日以後の使用許可申請から適用し、施行日前の使用許可申請は、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の姫路市朝日山荘条例施行規則第10条第1項、姫路市勤労市民会館条例施行規則第11条第1項、姫路市音楽演劇練習場条例施行規則第11条第1項、姫路市婦人会館条例施行規則第9条、姫路市ふれあいの館条例施行規則第10条第1項、姫路市体育施設条例施行規則第11条第1項及び姫路市厚生会館条例施行規則第10条第1項の規定は、施行日以後の使用許可に係る還付から適用し、施行日以前の使用許可に係る還付申請は、なお従前の例による。

附 則（平成9年10月31日規則第41号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の姫路市市民会館条例施行規則第11条第1項、姫路市花の北市民広場条例施行規則第11条第1項、姫路市地区市民センター条例施行規則第11条第1項及び姫路市朝日山荘条例施行規則第10条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった使用許可又は専用許可に係る使用料の還付について適用し、同日前に申請のあった使用許可又は専用許可に係る使用料の還付については、なお従前の例による。

3 〔略〕

附 則（平成17年7月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定及び第12条を第16条とし、第11条の次に4条を加える改正規定（第12条及び第15条に係る部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占有使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく姫路市地区市民センターの設備等の使用に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に基づく姫路市地区市民センターの設備等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月20日規則第86号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年7月1日規則第41号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

設備等使用料

区分	設備等の名称	単位	使用料 (1回)	備考
音響設備	拡声装置	1式	円 550	マイクロホン2本付き
	テープレコーダー	1台	550	テープ別
	レコードプレーヤー	1台	550	レコード別
	エレクトーン	1台	550	
	ピアノ	1台	1,110	調律料を除く。
映写設備	映写機	1式	1,110	
スポーツ設備	バレーボール	1式	550	
	バドミントン	1式	550	
	卓球	1式	550	
その他の諸	茶道用具	1式	1,110	備付けの用具に限る。

器具	華道用具	1 式	1, 1 1 0	備付けの用具に限る。
	料理教室調理用具	1 式	1, 1 1 0	備付けの用具に限る。
	陶芸教室陶芸用具	1 式	1, 1 1 0	備付けの用具に限る。
	料理用ガス		実費	
	陶芸用炉		実費	

備考

- 1 この使用料は、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（午後 1 時から午後 5 時まで）、夜間（午後 6 時から午後 9 時まで）の使用区分をもってそれぞれ 1 回とし、全日（午前 9 時から午後 9 時まで）を使用する場合は 3 回として計算する。
- 2 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、条例別表第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定の例による。